

事業概要及び測量説明会

東京都市計画道路補助線街路第143号(柴又)
(葛飾区柴又七丁目地内~同区柴又四丁目地内)

平成30年2月6日(火)
葛飾区立東柴又小学校

東京都第五建設事務所

1

説明会の目的

本日の説明会は、

- ・事業の概要
- ・測量の実施内容

を説明し、事業についてご理解と、
ご協力を頂くことを目的としています。

2

説明内容

事業

事業の概要

事業の効果

事業の進め方

測量

現況測量

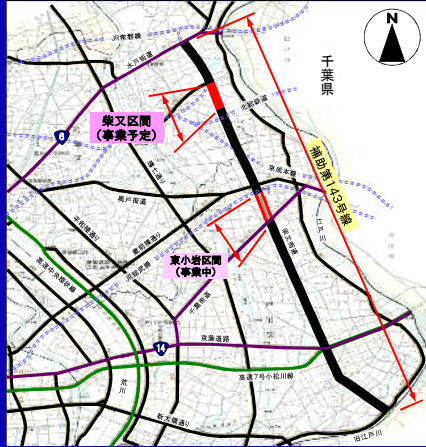
用地測量

3

事業の概要

4

事業箇所



5

事業範囲



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都市地図図(S=1:2,500)を複製(29都市基次第287号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)29都市基街都第73号、平成29年6月16日

6

事業の効果

7

事業の効果①

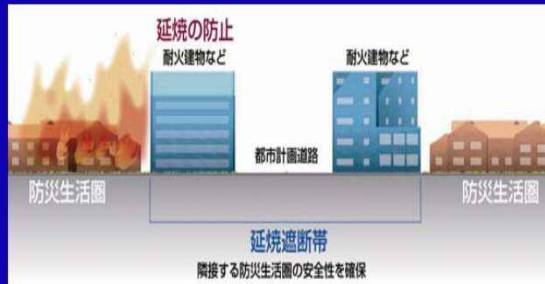
自動車・歩行者等の交通円滑化



8

事業の効果② 地域の防災性・安全性の向上

延焼遮断帯として道路が機能



9

事業の効果② 地域の防災性・安全性の向上

震災により倒壊した電柱



(出典：国土交通省ホームページ)

10

事業の効果③ 無電柱化等による景観の向上

整備イメージ



整備前

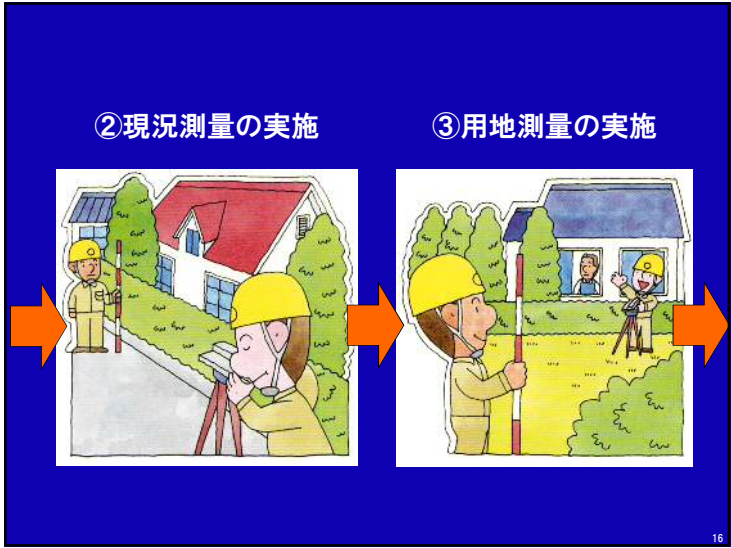
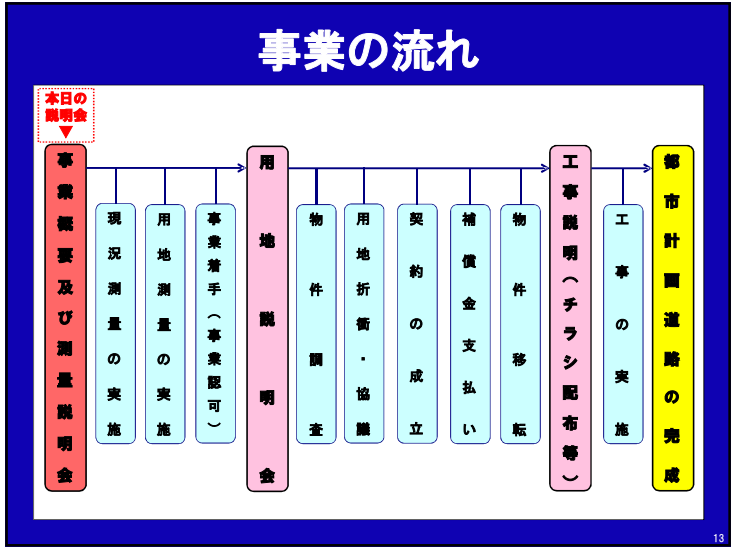
整備後

浅草通り（墨田区押上付近）

11

事業の進め方

12



④事業着手の手続き



⑤用地説明会の開催



17

⑥用地折衝・協議



⑦契約・補償金の支払い



18

⑧物件移転



⑨工事説明

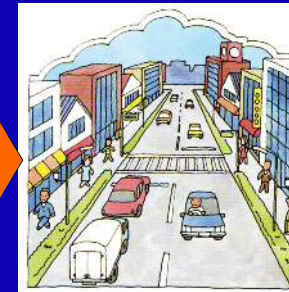


19

⑩工事の実施



⑪都市計画道路の完成



20

測量について

現況測量 用地測量

21

現況測量と用地測量について

- ◆ 現況測量の目的
測量対象地、事業予定地周辺にある周辺市街地の建物、周辺道路の現況などを把握し、現況平面図を作成します。
さらに、その図面に都市計画線等を重ね、土地、建物等との位置関係を明らかにします。
- ◆ 現況測量の流れ
1. 測量の基準となる点の設置
↓
2. 周辺市街地の建物、道路等の位置の測量
↓
3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置
↓
4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量



現況測量の目的

現況測量は、事業予定地の周辺にある皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などを測量し、現況平面図を作成します。

さらに、その図面に都市計画線を重ね、土地、建物等との位置関係を明らかにします。



22

現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量



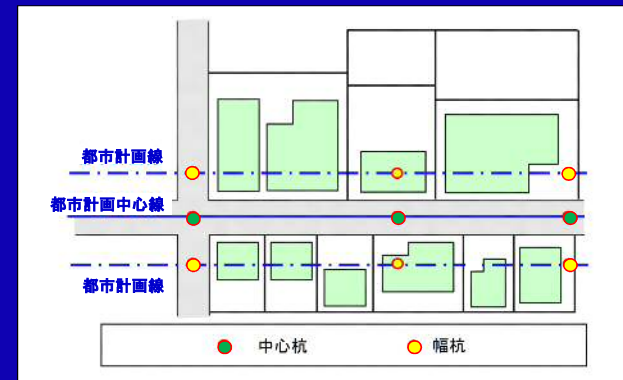
3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置



4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

23

現況平面図（イメージ図）



24

現況測量範囲



注) 土地、建物及び道路の形状等により、測量範囲がこの図と異なる場合がありますので、ご了承ください。

25

用地測量の目的

この測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。

● 用地測量の目的
 福祉測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。このため、道路を確保する為に移築となる土地について、現地の土地の境界を確認し、境界線の測量を行います。

● 用地測量の流れ
 1. 境界を確認するための資料収集等
 2. 境界を確認するための現地立会い
 3. 境界線の測量
 4. 個々の土地における道路予定地の面積計算

● 土地の境界確認
 土地の境界を確認するための現地立会いの様子を示しています。

● 測量の流れ、現地測量の様子等については、福祉測量実施要領の確かなりや、お問い合わせください。
 ● 測量の進捗状況やお問い合わせ先、必ずお電話でご確認ください。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
 ● 測量に当たっては、必ず測量員が現地に立ち回り、測量を行います。

● 東京都第五建設事務所 区民課



26

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等



2. 境界を確認するための現地立会い



3. 境界線の測量



4. 個々の土地における道路予定地の面積計算

27

1. 境界を確認するための資料収集等

- (1) 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから取得します。
- (2) 皆様方の敷地内で、既存の境界標識などを確認させていただきます。

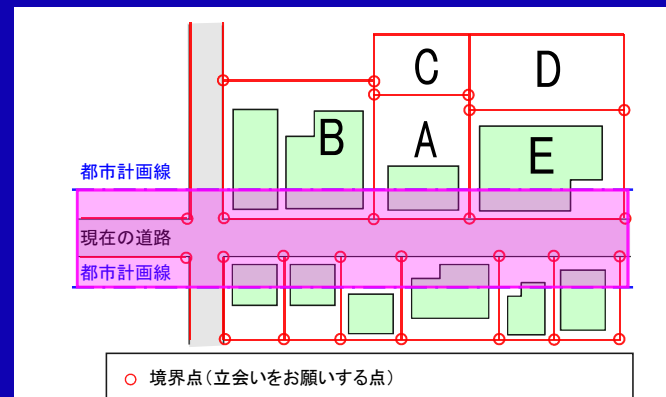
28

2. 境界を確認するための現地立会い

- (1) 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認
- (2) 私有地と私有地との境界の確認

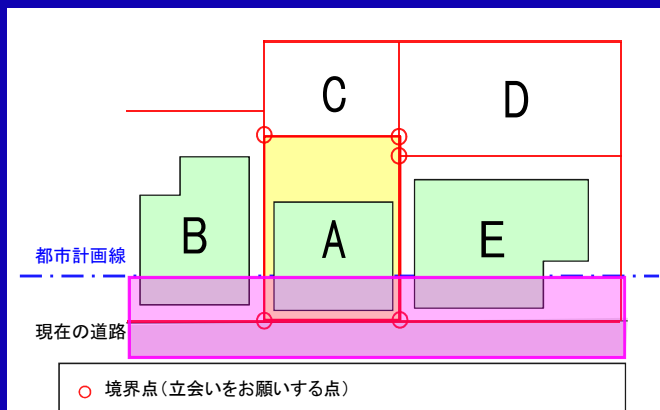
29

境界確認の事例



30

境界確認の事例



31

境界立会いの通知について

32

立会証明書

測量地番	地番	測量地種別	測量地名称	測量地面積	測量地所有者	測量地権利
63	東京支店	見本	見本	平成 19年 7月 19日	見本	見本
64	〇〇〇〇	見本	見本	平成 19年 8月 1日	見本	見本
〇〇-2 (仮)	〇〇〇〇	見本	見本	平成 19年 7月 19日	見本	見本
測量地 (部室)	測量地	東京支店〇〇課	管理課 主事 〇〇〇〇	平成 19年 7月 19日	見本	見本
測量地 (役員)	測量地	東京支店〇〇課	〇〇〇〇	平成 19年 7月 19日	見本	見本

33

3. 境界点の測量

境界立会いで確認された境界点を測量し、位置を特定します。

この測量は、皆様に立会いをお願いすることはありません。

境界点を現地に明示するため、金属釘やプレートなどを設置させていただく場合があります。

34

4. 個々の土地における 道路予定地の面積計算

境界点の測量結果に基づき面積の計算を行い、個々の土地における道路予定地の面積を求めます。

35

敷地内への立ち入りについてお願い

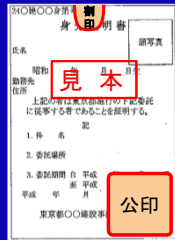
現況測量および用地測量の作業にあたっては、事業予定地周辺の皆様の敷地内へ立ち入らせていただく必要があります。

皆様の敷地に立ち入る際には、必ず事前にお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

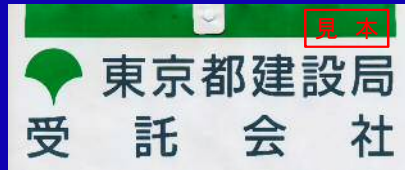
36

身分証明書と腕章の見本

身分証明書



腕章

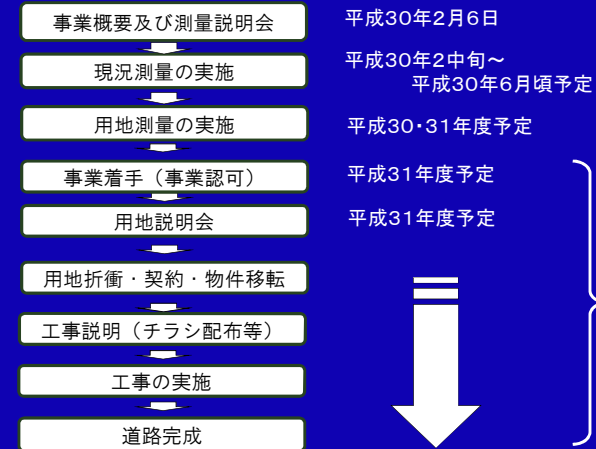


測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。

測量にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行います。

37

今後の事業の流れ



38

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



39

お問い合わせ先

事業	東京都第五建設事務所 工事課 設計担当 電話 03-5875-1463
測量	東京都第五建設事務所 工事課 測量担当 電話 03-5875-1465
用地	東京都第五建設事務所 用地課 調整担当 電話 03-5875-1517
東京都第五建設事務所 ホームページ http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/goken/index.html	

40